

お支払い手続き

各申請が承認された後にお支払いをする場合の説明です。

● 収納代行利用状況一覧

所属している都道府県サッカー協会が「●」表示の場合は、当ページ(お支払い手続きについて)をご覧ください。登録料お支払いのタイミングや方法を、都道府県サッカー協会にお問い合わせください。

所属している都道府県サッカー協会が「○」表示の場合は、都道府県サッカー協会が申請を承認した後に、KICKOFFシステムを経由して登録料のお支払い手続きに進みます。

都道府県	サッカー	フットサル	都道府県	サッカー	フットサル	都道府県	サッカー	フットサル
北海道	●	○	新潟県	○	○	岡山県	○	○
青森県	○	○	富山県	○	○	広島県	○	○
岩手県	○	○	石川県	○	○	山口県	○	○
宮城県	○	○	福井県	○	○	香川県	○	○
秋田県	○	○	静岡県	●	○	徳島県	○	○
山形県	○	○	愛知県	○	○	愛媛県	○	○
福島県	○	○	三重県	○	○	高知県	○	○
茨城県	○	○	岐阜県	○	○	福岡県	○	○
栃木県	○	○	滋賀県	○	○	佐賀県	○	○
群馬県	○	○	京都府	○	○	長崎県	○	○
埼玉県	○	○	大阪府	○	○	熊本県	○	○
千葉県	○	○	兵庫県	○	○	大分県	○	○
東京都	●	○	奈良県	○	○	宮崎県	○	○
神奈川県	○	○	和歌山県	○	○	鹿児島県	○	○
山梨県	○	○	鳥取県	○	○	沖縄県	○	○
長野県	○	○	島根県	○	○			

● お支払い方法とシステム利用料一覧

・お支払い金額によって、選択できるお支払い方法やシステム利用料が異なります。

決済額	お支払い方法			
	コンビニ	ペイジー	クレジットカード	銀行振込
～2,999円	116円		200円	ご利用いただけません
～9,999円	141円			
～29,999円	176円			
～49,999円	211円			
～99,999円	411円			
～299,544円	456円	ご利用いただけません		
299,545円～		ご利用いただけません		255円+振込手数料

● 手続き方法について

・お支払い方法を選択できるのは、該当の申請を行った人のみにあります。登録責任者や代理

● 手続き方法について(続き)

の権限をお持ちの方であっても、申請者でない場合はお支払い方法の選択へは進めません。

・システム利用料は、KICKOFFでの1申請ごとに発生します。

・KICKOFFでお支払い方法を選択後、7日を経過するとお支払いに必要な情報が無効になります。再度のお手続きが必要になりますので、お支払い方法を選択後、速やかにお支払いください。

● お支払い時の注意点

・お支払い方法はクレジットカード、コンビニ、Pay-easy(ペイジー)のいずれかになります。クレジットカードは1申請あたりのお支払い合計金額が10万円未満の場合にご利用いただけます。

お支払い手続き(続き)

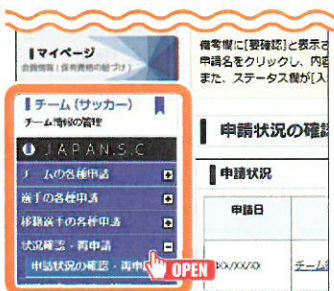
● お支払い時の注意点(続き)

- ・1申請あたりのお支払い合計金額が30万円を超える場合は全て銀行振込でのお支払いになります。
この場合、システム利用料(255円)に加え、振込手数料もご負担いただきます。
- ・お支払い方法でコンビニを選択した場合、**レジでのお支払いは現金のみ**になります。また、コンビニによって日付が変わる時間帯付近のお支払いが、翌日付けになる場合があります。

1

申請状況の確認画面へ移動

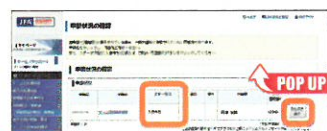
お支払いの手続きをする場合は、メニュー欄の「チーム(サッカー)」→「状況確認・再申請」→「申請状況の確認・再申請」をクリックしてください。



2

申請状況の確認画面

「申請状況の確認・再申請」をクリックすると申請状況の確認画面へ移動します。ステータスが入金待ちになっていることを確認し、[支払方法選択]をクリックしてください。



注意

お支払いする申請が複数ある場合はご注意ください。お支払い前に申請名をクリックし、申請内容に間違いがないか必ず確認してください。

3

お支払い方法の選択

[支払方法選択]をクリックするとお支払い手続き画面がポップアップで開きます。



● お支払い時の注意点(続き)

- ・夜間のお支払いにご注意ください。KICKOFFシステムは毎日午前2時から6時までの間、システムメンテナンスのためサービスを停止しています。この間にお支払いをされた場合、入金システム上反映されるのは当日午前8時以降になります。

3

お支払い方法の選択(続き)

お支払い明細を確認した後、お支払い方法を選択し、[お支払い詳細設定・入力]をクリックしてください。



- **かんたんコンビニ決済でお支払いをする場合**
P.40をご覧ください。

- **Pay-easy(ペイジー)でお支払いをする場合**
P.42をご覧ください。

- **クレジットカードでお支払いする場合**
P.44をご覧ください。(10万円以上の場合は選択できません。)

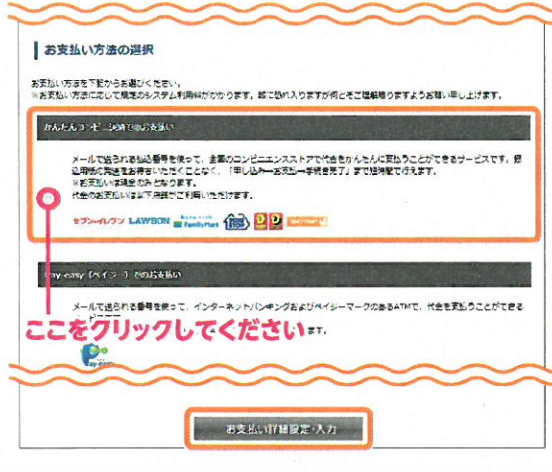
- **銀行振込でお支払いをする場合**
30万円を超える場合は銀行振込になります。P.46をご覧ください。(30万円以下の場合も選択できません)

コンビニ決済(P.40)、ペイジー支払い(P.42)、クレジットカード支払い(P.44)、銀行振込(P.46)へ

お支払い手続き・コンビニ支払い

1 コンビニ支払いを選択

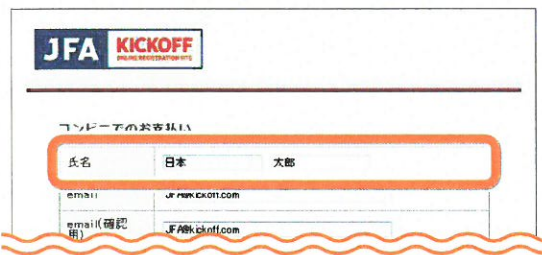
お支払い手続き画面で[かんたんコンビニ決済]を選択し、[お支払い詳細設定・入力]をクリックしてください。



2 名義変更

[お支払い詳細設定・入力]をクリックするとコンビニでのお支払い詳細設定画面に移動します。氏名を領収書の名義に変更してください。(姓名は両方入力してください)

※ コンビ尼でのお支払い後にレジで渡される領収書が正規のものになります。再発行はできませんのでご注意ください。領収書の名義をチーム名などに変更したい場合は必ずこの画面で氏名を変更の上、手続きしてください。



3 支払いコンビニの選択

- ① 入力されている情報を確認してください。お支払い方法やコンビニによっては入力されている情報をお客様番号として利用することがあります。
- ② お支払いに利用するコンビニを選択し、[次へ]をクリックしてください。

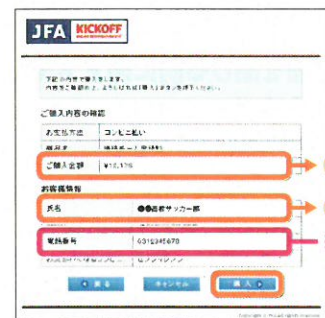


4 購入内容の確認

[次へ]をクリックすると、購入内容の確認画面へ移動します。内容を確認し、[購入]をクリックしてください。

- ① システム手数料を含んだ実際のお支払い金額です。
- ② 領収書の名義です。

※ サークルKサンクスなど、一部のコンビニではお支払い時にこの電話番号の入力が必要になります。



5 購入処理の完了

[購入]をクリックすると、ご購入処理の完了画面へ移動します。選択したコンビニによってお支払いに必要な情報が異なります。ご注意ください。

ご購入の受付が完了しました。
コンビニ決済情報は以下に収めます。
※こちらはお支払いの時に必要な情報になりますので、
画面を閉じる前に必ずお控え下さい。

※ KICKOFF マイページの【支払・決済 決済情報】ボタンからも、
コンビニ決済情報・お支払期限をご確認いただけます。
(お支払期限の明細書も、上記ボタンより出力いただけます。)

※ ローソンをお選びの方へ
【受付番号・電話番号】(01-12345678-123456789)について、
店頭端末(Loppi)で申込番号を入力する際は、【受付番号】に
前半の8桁、【電話番号】に後半の9桁をご入力下さい。

ご購入処理の完了

払込票を開く

お支払方法	コンビニ払い
お支払いに なるコンビニ	セブンイレブン
払込番号	1234567890123

● ファミリーマートの場合

《画面を閉じる前に必ずメモしてください》

● 企業コード ● 注文番号(12桁)

企業コードと注文番号(12桁)をメモしてください。店内の端末(Famiポート)のトップメニュー、代金支払い、収納票発行より企業コード(20020)と注文番号を入力し、**申込券**をレジへご提示の上お支払いください。

● セブンイレブンの場合

《画面を閉じる前に必ずメモしてください》

● 払込番号

ご購入処理の完了画面から払込票を出力できます。払込票を印刷するか、払込番号をメモして直接レジでお支払いください。(払込票がなくても、払込番号がわかればお支払い可能です)

※ その他のコンビニを選択した場合は払込票は出ません。

● ローソン/ミニストップの場合

《画面を閉じる前に必ずメモしてください》

● 受付番号(8桁) ● 確認番号(9桁)

購入完了画面の[決済画面を開く]をクリックすると、Loppi専用コードが表示されます。専用コードを印刷・画面保存するか、受付番号(8桁)と確認番号(9桁)をメモしてください。店内の端末(Loppi)にて**申込券**をレジへご提示の上お支払いください。

※ ハイフン(-)で区切られた番号の前半8桁が受付番号、後半9桁が確認番号になります。

● デイリーヤマザキの場合

《画面を閉じる前に必ずメモしてください》

● オンライン決済番号(11桁)

オンライン決済番号(11桁)をメモしてください。店頭でオンライン決済の旨をお伝えいただき、レジのタッチパネルにオンライン決済番号を入力し、お支払いください。

● セイコーマートの場合

《画面を閉じる前に必ずメモしてください》

● 受付番号 ● 電話番号

受付番号と電話番号をメモしてください。店内の端末(クラブステーション)のトップメニュー、インターネット受付より必要事項を入力し、**申込券**をレジへご提示の上お支払いください。

● お支払い番号をメモする前に画面を閉じてしまった場合

支払い選択完了後、払込番号などをメモする前に画面を閉じてしまった場合は、JFA ID登録メールアドレス宛にお送りする決済受付完了メールでご確認いただくことができます。お支払い詳細設定画面で、自動表示されたメールアドレスを変更した場合は、変更後のメールアドレス宛に送られます。

その他にもKICKOFFログイン後、「マイページ」→「支払・配送状況確認」からもご確認いただくことができます。

● 各店舗での手続き方法について

詳しくは下記URL、もしくはQRコードからご確認ください。

URL:<http://www.sbpayment.jp/asp/method/convenience/>



お支払い手続き・ペイジー支払い

1 ペイジー支払いを選択

お支払い手続き画面で[ペイジー]を選択し、**[お支払い詳細設定・入力]**をクリックしてください。

お支払い方法を下記からお選びください。
※お支払い方法に応じて特定のシステム利用料がかかります。詳細は入力欄とそこに記載するようお問い合わせください。

かんたんコンビニ決済でのお支払い

メールで送られる振替番号を使って、全国のコンビニエンスストアで現金をかんたんに支払うことができます。申し込みの時点で振替手数料がかかります。申し込みから決済完了まで印刷はできません。代金のお支払いは必ず店頭で行ってください。

ここをクリックしてください

Pay-easy (ペイジー) のお支払い

メールで送られる振替番号を使って、インターネット/パソコンおよびペイジーサービスの業者が代り、代金を支払うことができます。振替手数料は現金のみとなります。振替手数料は現金のみとなります。振替手数料は現金のみとなります。

お支払い詳細設定・入力

3 購入内容の確認

[次へ]をクリックすると、購入内容の確認画面へ移動します。内容を**確認し**、**[購入]**をクリックしてください。

① システム手数料を含んだ実際のお支払い金額です。
② 領収書の名義です。

商品ID	商品名	数量	税込小計
10001	25××××××××××××××××	1	¥2,000
10100	20××××××××××××××××	1	¥2,500
10200	15××××××××××××××××	1	¥2,500
00001	25××××××××××××××××	1	¥1,000
99999	システム手数料	1	¥175

お支払情報
氏名: ●●高校サッカー部

2 名義変更

[お支払い詳細設定・入力]をクリックするとペイジーでのお支払い詳細設定画面に移動します。氏名を**領収書の名義に変更**してください。(姓名は両方入力してください)入力を終えたら[次へ]をクリックしてください。

※ 領収書の名義をチーム名などに変更したい場合は必ずこの画面で氏名を変更の上、手続きしてください。

Pay-easyでのお支払い

氏名: 日本 太郎

電話番号: 0123456789

email: JFA@kickoff.com

氏名: ●●高校 サッカー部

電話番号: 0123456789

email: JFA@kickoff.com

email(確認用): JFA@kickoff.com

キャンセル [次へ]

4 購入処理の完了

[購入]をクリックすると、購入の受付完了画面へ移動します。**[Pay-easyお支払い情報はこちら]**をクリックしてください。

ご購入の受付が完了しました。
以下のリンクよりPay-easyのお支払い情報をご確認ください。
Pay-easyお支払い情報はここ

※ KICKOFFのイベントの振替番号(振替口座)をお知らせし、お支払い情報をお知らせください。お支払い情報は、お支払いの完了後に表示されます。

5 支払い方法の選択

[Pay-easyお支払い情報はこちら]をクリックすると、**支払い方法の選択画面**へ移動します。お支払いに**利用するサービス**を選択してください。選択後にお支払いをするための情報が表示されます。

お支払い手続き・ペイジー支払い(続き)

● [ペイジー]セイコーマートの場合

《画面を閉じる前に必ずメモしてください》

●受付番号 ●電話番号

受付番号と電話番号をメモしてください。店内の端末(クラブステーション)のトップメニュー、インターネット受付より必要事項を入力し、**申込券**をレジへご提示の上お支払いください。

⑥ [ペイジー]銀行ATMの場合

《画面を閉じる前に必ずメモしてください》

●収納機関番号 ●お客様番号 ●確認番号

収納機関番号とお客様番号、確認番号をメモしてください。ATMの端末トップメニュー、税金・料金払込より必要事項を入力し、お支払いください。なお、10万円を超える場合は一度お持ちの銀行口座に入金してからお支払いいただくか、コンビニなど別のお支払い方法を選択してください。

※ ご利用明細票を必ずお受け取りください。

●ご利用いただける金融機関

みずほ銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、ゆうちょ銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、千葉銀行、京葉銀行、東和銀行、近畿大阪銀行、横浜銀行、広島銀行、熊本銀行、親和銀行、福岡銀行、足利銀行、南都銀行、荘内銀行、七十七銀行や、一部銀行など

●取扱金融機関一覧URL

http://www.econtext.jp/bank_list/list.html

※ ゆうちょ銀行ATMからお支払いの際は、ゆうちょ銀行の口座をお持ちでなくてもお支払い可能です。



⑦ ネットバンキング/モバイルバンキングの場合

《画面を閉じる前に必ずメモしてください》

●金融機関番号 ●お客様番号 ●確認番号

金融機関番号とお客様番号、確認番号をメモしてください。ご利用の金融機関より必要事項を入力し、お支払いください。

※ ご利用にはお客様自身がペイジーご利用可能な金融機関の口座と、オンラインバンキングのお申込みが済んでいる必要があります。

●ご利用いただける金融機関

みずほ銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、ゆうちょ銀行、信用金庫、信用組合、ろうきん、ジャパンネット銀行や、一部銀行など

●取扱金融機関一覧URL

http://www.econtext.jp/bank_list/list.html



● お支払い番号をメモする前に画面を閉じてしまった場合

支払い選択完了後、番号をメモする前に画面を閉じてしまった場合は、JFA ID登録メールアドレス宛にお送りする決済受付完了メールでご確認いただくことができます。お支払い詳細設定画面で、自動表示されたメールアドレスを変更した場合は、変更後のメールアドレス宛に送られます。

その他にもKICKOFFログイン後、「マイページ」→「支払・配送状況確認」からもご確認いただくことができます。

お支払い手続き・クレジットカード支払い

1申請あたりのお支払合計金額が10万円未満の場合にご利用いただけます。

ご利用いただけるカードの種類はVISA、MASTERです。

1 クレジットカード支払いを選択

お支払い手続き画面で[クレジットカードでのお支払い]を選択し、[お支払い詳細設定・入力]をクリックしてください。

お支払い手続き

1 情報・お支払い方法の選択 2 お支払い詳細設定・入力 3 お支払いの確認 4 お支払いの完了

お支払い方法の選択と入力(1)の画面です

ここをクリックしてください

お支払い方法を正しく選択してください

クレジットカードでのお支払い

カード決済に関する最も便利なサービス。現金が足りなくなった時、以下のクレジットカードをご利用いただけます。

VISA

かんたんコンビニ決済でのお支払い

コンビニで現金で支払える便利なサービス。現金が足りなくなった時、以下のコンビニ決済をご利用いただけます。

セブンイレブン LAWSON FamilyMart 7-Eleven

Pay-easy (ペイジー) でのお支払い

インターネット上で商品を購入して、インターネットバンキングからペイジーマークのATMで、お金を払うことなくお支払いいただけます。

※お支払い可能な店舗はATMのマークで確認してください。

※お支払い可能なATMは、ATMのマークが記載されている店舗でのご利用となります。

※お支払い可能なコンビニは、ATMのマークが記載されています。

他の方法でのお支払い

※お支払い可能なお支払い方法の情報は、お支払いの画面でご確認ください。お支払い方法を選択してください。

※お支払い可能なお支払い方法は、お支払いの画面でご確認ください。

お支払い明細

お支払いの合計: 20000 円(消費税別)

明細内容	単価 (円)	数量	小計 (円)
1 20000 円(消費税別)	4,000	1	4,000
2 20000 円(消費税別)	2,500	1	2,500
3 20000 円(消費税別)	3,500	1	3,500
4 20000 円(消費税別)	1,000	1	1,000
5 システム利用料			176
お支払合計			12,176

戻る **お支払い詳細設定・入力**

2 カード情報の入力

[お支払い詳細設定・入力]をクリックするとカード情報の入力画面に移動します。カード情報の入力を終えたら[次へ]をクリックしてください。

セキュリティコードについて

クレジットカード裏面の署名部の上に記載されている数字の右から3桁を指します。(1234 567と記載されている場合は567がセキュリティコードになります)

ほとんどのケースは上記に該当しますが、一部のクレジットカードにつきましてはクレジットカード表面のカード番号上部に記載されている4桁の数字を指す場合もあります。ご不明な場合は、お持ちのクレジットカード会社にお問い合わせください。

JFA KICKOFF

クレジットでのお支払い VISA MasterCard

カード番号: (ハイフンなし)

有効期限: 月 / 年

セキュリティコード: セキュリティコードを入力してください

セキュリティコードとは

クレジットカード裏面の署名部の上に記載されています数字の、右から3桁を指します。(1234 567と記載されている場合は567がセキュリティコードになります)

ほとんどのケースは上記に該当しますが、一部のクレジットカードにつきましてはクレジットカード表面のカード番号上部に記載されています4桁の数字を指すケースもあります。ご不明な場合は、お持ちのクレジットカード会社にお問い合わせください。

キャンセル **次へ**

Copyright © JFA All rights reserved.

次ページへ

お支払い手続き・クレジットカード支払い(続き)

3

購入内容の確認

[次へ]をクリックすると、購入内容の確認画面へ移動します。内容を確認し、[購入]をクリックしてください。

下記の内容で入力されます。
内容をご確認の上、よろしければ「購入」ボタンを押してください。

ご購入内容の確認

お支払方法	クレジットカード
商品名	新緑ゲーム登録
ご購入金額	¥12,176

戻る キャンセル **購入**

4

購入処理の完了

[購入]をクリックすると、ご購入処理の完了画面へ移動します。

ご購入の受付が完了しました。

お支払費用の内訳・明細書は、KICKOFFマイページの「支払・配送状況確認」ボタンより確認・ダウンロードいただけます。

ご購入内容の確認

お支払方法	クレジットカード
商品名	新緑ゲーム登録
ご購入金額	¥12,176

戻る

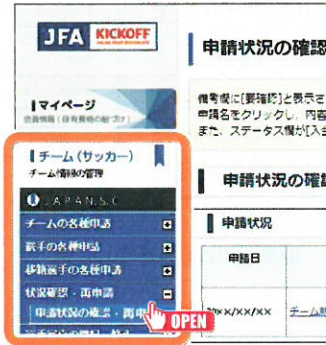
お支払い手続き・銀行振込支払い

1申請あたりのお支払合計金額が30万円を超える場合は銀行振込でのお支払いになります。(30万円以下の場合は選択できません。)

この手続きにおいて指定された銀行口座は1回限りの利用となります。別申請の登録料のお支払い時にはご利用できませんのでご注意ください。

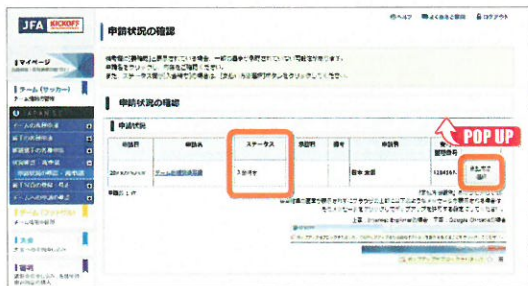
1 申請状況の確認画面へ移動

銀行振込支払いの手続きをする場合は、メニュー欄の「チーム(サッカー)」→「状況確認・再申請」→「申請状況の確認・再申請」をクリックしてください。



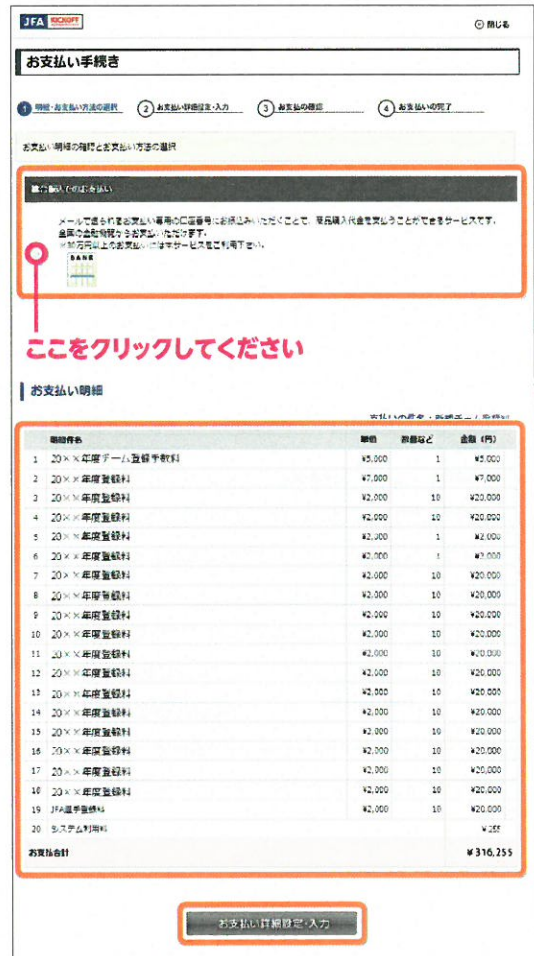
2 お支払い明細の確認

「申請状況の確認・再申請」をクリックすると、申請状況の確認画面へ移動します。ステータスが入金待ちになっていることを確認し、「支払方法選択」をクリックしてください。



3 お支払い方法の選択

[支払方法選択]をクリックすると、お支払い手続き画面がポップアップで開きます。明細を確認し、[銀行振込でのお支払い]にチェックを入れた後で[お支払い詳細設定・入力]をクリックしてください。



次ページへ

4 名義変更

[お支払い詳細設定・入力]をクリックすると銀行振込でのお支払い詳細設定画面に移動します。氏名を明細書の宛名に変更してください。(姓名は両方入力してください)入力を終えたら[次へ]をクリックしてください。(お支払後の明細書出力についてはP.48をご覧ください。)

※明細書の宛名をチーム名などに変更したい場合は必ずこの画面で氏名を変更の上、手続きしてください。

5 購入内容の確認

[次へ]をクリックすると、購入内容の確認画面へ移動します。内容を確認し、[購入]をクリックしてください。

① システム手数料を含んだ実際のお支払い金額です。

② 明細書の宛名です。

6 お振込先情報の確認

[購入]をクリックすると、購入受付完了画面へ移動します。表示された銀行振込情報を用いてお支払いください。

● 振込手続き時にご注意ください

例年「システム利用料 255 円」の払い忘れが頻発します。必ず「5」の購入内容の確認画面でシステム手数料を含んだ実際のお支払金額をご確認いただいた上で、振込手続きをしてください。

● 振込手続きをする前に画面を閉じてしまった場合

支払い選択後、振込手続きを完了する前に画面を閉じてしまった場合は、JFA ID 登録メールアドレス宛にお送りする決済受付完了メールでご確認いただくことができます。お支払い詳細設定画面で、自動表示されたメールアドレスを変更した場合は、変更後のメールアドレス宛に送られます。

明細書の出力

お支払い後に明細書を出力する場合の説明です。

WEB決済(収納代行)を利用している場合のみ明細書の出力が可能です。WEB決済(収納代行)を利用していない場合はKICKOFFから明細書の出力はできませんのでご注意ください。

※ お支払い手続きをされたチーム登録責任者、もしくは代理の方のみ明細書の出力が可能です。

1 支払・配送状況一覧への移動

支払・配送状況の確認をする場合は、マイページの**[支払・配送状況確認]**をクリックしてください。



2 明細を出力したい項目の選択

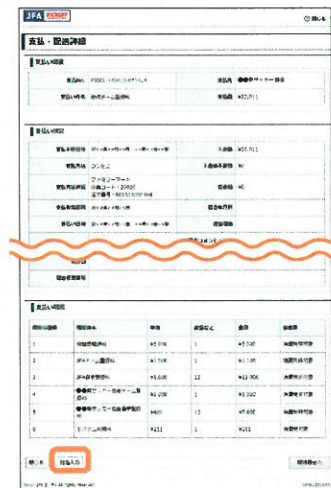
[支払・配送状況確認]をクリックすると、**支払・配送一覧**のポップアップが開きます。**明細を出力したい項目の[支払No.]**をクリックしてください。



3 明細を出力したい項目の確認

明細を出力したい項目の**[支払No.]**をクリックすると、支払・配送の詳細へ移動します。**出力したい明細であることを確認し、下部の[宛名入力]**をクリックしてください。

※ [宛名入力]をクリックしないと名称が入力できません。



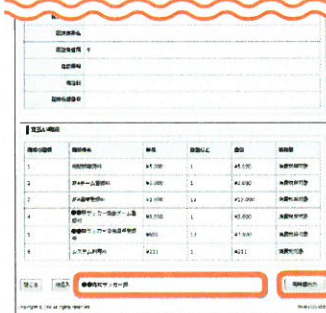
4 宛名の入力

[宛名入力]をクリックすると、宛名入力画面へ移動します。**希望の名称を入力し、[入力]**をクリックしてください。



5 宛名の確認

[入力]をクリックすると、支払・配送の詳細へ戻ります。**入力した名称が反映されていることを確認し、[明細書出力]**をクリックしてください。



6 明細書の出力

[明細書出力]をクリックすると、明細書が表示されます。プリンターなどで印刷し、ご利用ください。



加盟チーム規則(抜粋)

(定義)

次の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) **加盟チーム**：本協会の制定した競技規則に基づきサッカーを行うチームであって、本規則の定めるところに従い本協会に加盟したもの

(2) **準加盟チーム**：本協会の制定した競技規則に基づきサッカーを行い、日本国内に在留する外国籍の選手(日本国籍を有しない選手)を6名以上(フットサルの場合は4名以上)登録しているチームであって、本規則の定めるところに従い本協会に加盟したもの。ただし、Jリーグに所属するクラブの第一種チームはこの限りではない。

--加盟チーム--

(種別)

1 加盟チームの種別は、次のとおりとする。

(1) サッカー

① 第1種

年齢を制限しない選手により構成されるチーム

② 第2種

18歳未満の選手により構成されるチーム

ただし、高等学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

③ 第3種

15歳未満の選手により構成されるチーム

ただし、中学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

④ 第4種

12歳未満の選手により構成されるチーム

ただし、小学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

⑤ 女子

女子の選手により構成されるチーム
ただし、12歳未満の選手は、第4種チームに登録するものとする。

⑥ シニア

40歳以上の選手により構成されるチーム

(2) フットサル

① **フットサル第1種**
年齢を制限しない選手により構成されるチーム

② **フットサル第2種**
18歳未満の選手により構成されるチーム

ただし、高等学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

③ **フットサル第3種**
15歳未満の選手により構成されるチーム

ただし、中学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

④ **フットサル第4種**
12歳未満の選手により構成されるチーム

ただし、小学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

2 前項に定める年齢は、当該登録年度開始日の前日(3月31日)現在の年齢とする。ただし、シニアの種別については、当該登録年度最終日(3月31日)現在の年齢とする。

(加盟登録)

本協会に加盟登録しようとするチーム

は、所在地の都道府県サッカー協会に登録申請をして、その承認を得なければならない。

(加盟登録の手続き)

1 加盟チームは、原則として、毎年4月末日までに、チームに関する登録申請を行うよう努めなければならない。ただし、所管の都道府県サッカー協会が認めた場合はこの限りではない。

2 競技会に参加しようとする加盟チームは、その競技会が定める期限日までにチームの登録手続きを完了しなければならない。

(加盟チームの権利及び義務)

1 加盟チームは、次の事項に関する権利を有する。

(1) 所在地の都道府県サッカー協会の組織単位としてその施策に関与すること

(2) 本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が主催する競技会に参加すること(ただし、外国籍選手の参加については、各競技会要項の定めるところによる。)

2 加盟チームは、次の事項を遵守する義務を負う。これらの義務の違反は、本規則及びその附属規程並びにFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会の組織の諸規則に規定された制裁の理由となり得る。

(1) 本協会、所在地の都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会が定める登録料(分担金)を納付すること

(2) 本協会の機関誌(有料)を購読すること

(3) 毎年「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」及び「フットサル選手の登録と移籍等に関する規則」に定めるところにより、選手氏名その他の所要事項を登録すること

(4) 「審判員及び審判指導者等に関する規則」に定める資格を有する審判員を、自己のチームに所属する審判員として、1名以上を登録すること(サッカーチームの場合はサッカー審判員を、フットサルチームの場合はフットサル審判員を登録する。)

(5) 代表者、監督及びコーチを登録すること(ただし、コーチについては、第4種チームにおいて監督が本協会が認定する指導者ライセンスを保有していない場合を除き任意とする。)

(6) 「ユニフォーム規程」に定めるユニフォームを用意すること

(7) FIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が主催する競技会に参加するものとし、これらが主催しない有料競技会には参加しないこと

(8) いかなる時でもFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会若しくは地域サッカー協会の組織又はCASの規約、規則、指令及び決定並びに裁定等を完全に遵守すること

(9) 所属選手がFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会若しくは地域サッカー協会の組織又はCASの規約、規則、指令及び決定並びに裁定等を遵守することを確実にすること

(10) 競技規則を尊重すること

(11) 本規則及びその附属規程並びにFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会の

組織の諸規則から生じるその他の義務の一切を完全に遵守すること

3 加盟チームは、「ユニフォーム規程」に定めるところに従い、ユニフォームに第三者のための広告を表示することができる。

4 加盟チームは、本協会が定める期日までに、監督登録料(チームあたり2,000円)を納付しなければならない。ただし、JFA公認指導者登録が完了している監督については免除する。

(代表チームへの参加義務)

加盟チームは、所属選手が本協会により代表チーム又は選抜チーム等の一員として招聘された場合、当該選手を参加させる義務を負う。ただし、傷害又は疾病のために、本協会の招聘に応ずることができない選手は、本協会の選定した医師の健康診断を受けなければならない。

(加盟チーム等に対する懲罰)

加盟チーム又はこれに所属する登録選手が前条の義務を怠り、又は本規則に違反し、選手の名誉を傷つける等の行為があったときは、そのチーム又は選手は懲罰規程にしたがって懲罰を科されるものとする。

--準加盟チーム--

(準加盟チーム)

1 準加盟チームに関する事項は、本節に定めるところによる。

2 学校教育法に基づく単一学校のチームについては、登録選手中に6名以上(フットサルの場合は4名以上)の外国籍の選手が登録されている場合であっても、本節の規定を適用しない。

3 準加盟チームの種別は第3条に準ずる。

(外国籍扱いしない選手)

1 日本で生まれ、次の各号のいずれかに該当する選手は、日本国籍を有しない場合でも、本規則の適用に関しては、外国籍の選手とはみなさない。

(1) 学校教育法第1条に定める学校において、教育基本法第5条に定める義務教育中の者又は義務教育を終了した者

2 学校教育法第1条に定める高等学校又は大学を卒業した者

2 前項の適用を受けるためには、加盟チームが「外国籍選手登録申請書(外国籍扱いしない選手)」(書式第8号)で本協会に申請し、承認を得るものとする。ただし、その適用は、加盟チームにつき1名に限るものとする。

(加盟登録)

1 本協会に加盟登録しようとする準加盟チームは、所在地の都道府県サッカー協会に登録申請をして、その承認を得なければならない。

2 加盟登録の手続きは、第5条に準ずる。

(出場資格)

準加盟チームは、その所在地の都道府県サッカー協会が主催する競技会にのみ出場することができる。ただし、当該競技会の主催者が出場を認めた場合はこの限りでない。

(権利及び義務)

1 準加盟チームは、次の事項を遵守しなければならない。これらの義務の違反は、本規則及びその附属規程並びにFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会の

組織の諸規則に規定された制裁の理由となり得る。

(1) 本協会、所在地の都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会が定める登録料(分担金)を納付すること

(2) 本協会の機関誌(有料)を購読すること

(3) 毎年「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」及び「フットサル選手の登録と移籍等に関する規則」に定めるところにより、選手氏名その他の所要事項を登録すること

(4) 「審判員及び審判指導者等に関する規則」に定める審判員を、自己のチームに所属する審判員として、1名以上を登録すること(サッカーチームの場合はサッカー審判員を、フットサルチームの場合はフットサル審判員を登録する。)

(5) 代表者、監督及びコーチを登録すること(ただし、コーチについては、第4種チームにおいて監督が本協会が認定する指導者ライセンスを保有していない場合を除き任意とする。)

(6) 「ユニフォーム規程」に定めるユニフォームを用意すること

(7) FIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が主催する競技会に参加するものとし、これらが主催しない有料競技会には参加しないこと

(8) いかなる時でもFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会若しくは地域サッカー協会の組織又はCASの規約、規則、指令及び決定並びに裁定等を完全に遵守すること

(9) 所属選手がFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会若しくは地域サッカー協会の組織又はCASの規約、規則、指令及び決定並びに裁定等を遵守することを確実にすること

(10) 競技規則を尊重すること

(11) 本規則及びその附属規程並びにFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会の組織の諸規則から生じるその他の義務の一切を完全に遵守すること

2 準加盟チームは、「ユニフォーム規程」に定めるところに従い、ユニフォームに第三者のための広告を表示することができる。

3 準加盟チームは、本協会が定める期日までに、監督登録料(チームあたり2,000円)を納付しなければならない。ただし、JFA公認指導者登録が完了している監督については免除する。

4 準加盟チームは、所属選手が本協会により代表チーム又は選抜チーム等の一員として招聘された場合、当該選手を参加させる義務を負う。ただし、傷害又は疾病のために、本協会の招聘に応ずることができない選手は、本協会の選定した医師の健康診断を受けなければならない。

(懲罰)

準加盟チーム又はこれに所属する登録選手が前条の義務を怠り、又は本規則に違反し、サッカー競技者の名誉を傷つける等の行為があったときは、そのチーム又は選手は懲罰規程にしたがって懲罰を科されるものとする。

選手の登録と移籍などに関する規則(抜粋)

登録に関する事項

(選手登録)

1. 加盟チームは、(選手登録の方法)の定めるところにより、本協会への選手登録を行わなければならない。
2. 本協会に登録されている選手に限り公式試合に出場することができ、未登録の選手を公式試合に出場させてはならない。

3. 未登録の選手であっても、当該選手が最後に登録されたチームが本協会の加盟チームである場合、当該選手の籍は、少なくとも当該選手の最後の公式試合日より30ヶ月の間は、本協会に属し続けるものとする。

(重複登録の禁止)

選手は、2つ以上の加盟チームに同時に登録することはできない。ただし、サッカー加盟チームとフットサル加盟チームに同時に登録することはできない。

(登録区分)

1. 本協会における選手登録区分は、次の各号のとおりとする。

(1) アマチュア選手

(2) プロ選手

2. 選手は、前項に従いプロ選手又はアマチュア選手のいずれかとして本協会に登録しなければならない。なお、登録した選手は、本協会、FIFA、AFC及びEAFFの諸規則に従う。なお、プロ選手の契約、登録及び移籍等に関しては、「プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」および「プロフットサル選手の契約、登録および移籍に関する規則」に従うものとする。

(アマチュア選手)

アマチュア選手とは、報酬又は利益を目的とすることなく、プレーする者をいう。

(プロ選手)

プロ選手とは、その所属チームとの書面による契約を有しており、当該選手のサッカー/フットサル活動の対価として当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう。

(プロ選手契約の原則)

プロ選手及び当該選手と契約を締結するチームは、選手契約に関して、次の各号の原則を守らなければならない。

(1) 契約は尊重されなければならない。

(2) 契約は正当事由がある場合には、解除することができる。

(3) 契約はシーズン中において一方的に解除することができない。

(4) 正当事由のない契約の解除の場合、損害賠償を支払われるべきであり、かかる損害賠償は当該契約において予め規定することができる。

(5) 正当事由のない契約の解除の場合、違反当事者に対して、懲罰を科すことができるものとする。

(選手登録の方法)

1. 本協会への登録は、アマチュア選手、プロ選手のいずれも加盟チームが登録申請をもって行う。

2. プロ選手の登録には、前項の登録申請に加盟チームと選手間の契約書の写し及び「選手登録区分申請書」

《書式第1号》を添付するものとする。なお、当該契約に関して、本協会に提出されていない別途の契約関連書類については、紛争処理に際して当該書類を考慮するか否かは、本協会その他紛争処理機関の自由裁量とする。

3. 加盟チームは、「選手登録区分申請書」《書式第1号》の写しを所在地の都道府県サッカー協会及び加盟リーグ等に送付する。

4. 第2項に基づく登録申請料は、別に理事会において定める。

(登録有効期間)

1. 前条に基づく登録の有効期間は、毎年Jリーグ・JFLの第1種チーム及び所属選手は2月1日より翌年1月31日までの1年間、それ以外のチーム及び所属選手は4月1日より翌年3月31日までの1年間(以下「登録年度」という)とする。

2. 登録年度の途中でいったん登録(追加、変更等一切の場合を含む)については当該登録を行った日の属する登録年度が終了するまで有効とする。

3. 契約の終了その他の事由により、登録を申請した加盟チームと登録選手との間の所属関係が消滅したときは、前2項による登録の有効期間中であっても、その登録は失効するものとする。

(シーズン)

1. シーズンは、各チームが属するリーグの最初の公式試合の日から、最終の公式試合の日までの期間とする。

2. 選手は、1つのシーズン期間中につき、最大3つのチームに登録することができる。この期間中、選手は、最大2チームのために公式試合に出場する資格を有する。

3. 選手は、同期間中に同じ国内選手権(リーグ戦は除く)又はカップ戦において2チーム以上のために公式試合に出場してはならず、個々の競技会規則を遵守しなければならない。

(登録情報の管理(選手パスポート))

本協会は、本協会に登録する選手の過去の登録情報(当該選手が、過去に登録された全てのチーム名とその期間などの情報)を管理するものとする。これらの情報は「選手パスポート」として、必要に応じて、当該選手が登録される移籍先チームに対し発行される。

(登録区分変更)

選手登録区分変更を希望する選手は、加盟チーム経由で「選手登録区分申請書」《書式第1号》により本協会に申請し、承認を得るものとする。

(登録区分変更の認定)

選手登録区分変更の認定は、本協会において行う。

(外国籍の選手)

外国籍の選手(日本国籍を有しない選手)が、本協会に登録する場合、本規則の適用を受けるものとし、「外国籍選手登録申請書」《書式第7号》に在留カード(又は特別永住者証明書)若しくは住民票の写しを添付のうえ提出し、その承認を得なければならない。ただし、外国のクラブ(チーム)に選手として登録されていた選手が、本協会加盟チームに移籍、登録する場

合は、「国際移籍」による。

移籍に関する事項

(目的)

本章の規定は、本協会の「加盟チーム及び登録選手」(過去に登録していたもの及び現在登録しているもの並びに将来登録を希望するもの全てを含むものとし、以下総称して「加盟者」という)相互間並びに加盟者と外国のクラブ(チーム)との間の選手移籍に関する紛争を防止するとともに、紛争が生じた場合にこれを解決することを目的とするものであり、加盟者の全てを拘束する。

(移籍の定義)

移籍とは選手が現在所属しているチーム(以下「移籍元チーム」という)を脱退し、別のチーム(以下「移籍先チーム」という)に所属変更することを含む。

(移籍の手続き)

1. 選手が移籍を希望する場合、当該選手は、移籍元チームから登録抹消され、移籍先チームが登録申請をし、本協会の承認を得なければならない。

2. 本規則の定めにより移籍元チームが抹消申請をするべきにもかかわらずこれを行わないときは、本協会は、移籍を希望する選手の申請に基づき移籍元チームの承認に代わる決定をなすことができる。

(公式試合への出場資格)

1. 本規則に基づき移籍した選手は、本協会が登録を承認した日から公式試合に出場することができる。

2. 前項の規定にかかわらず、選手の公式試合への出場資格を競技会の大会要項により制限できる。

3. プロ選手は、プロ選手として出場した最後の公式試合から30日間は、アマチュア選手として登録することはできない。

(アマチュア選手がアマチュア選手として移籍する場合)

アマチュア選手が、アマチュア選手として移籍先チームへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元チームは、当該移籍を承諾しなければならない。かつ、名目のいかなを問わず、当該移籍に関し対価を請求することができない。

(プロ選手がアマチュア資格を再取得する場合)

プロ選手がアマチュア資格を再取得する際には、如何なる対価も支払われないものとする。当該プロ選手がアマチュアとしての資格を再取得した後30ヶ月以内にプロ選手として再登録された場合には、当該選手の新たなチームは、本協会の規則に従いトレーニング費用を支払うものとする。

(アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合)

アマチュア選手が、プロ選手として移籍先チームへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元チームは、当該移籍について異議を申し立てることができない。

(プロ選手がプロ選手として移籍する場合)

1. プロ選手との間でプロ選手としての契約を締結しようとする意図している

チームは、当該プロ選手との交渉に入る前に書面により当該プロ選手のその時点で在籍するチームに通知しなければならない。当該プロ選手は、当該プロ選手のその時点のチームとの契約が満了したか、又は満了前6ヶ月間に限り、他のチームと契約を締結することができるものとする。

2. プロ選手契約の期間満了前であっても、移籍先チームと移籍元チームとが移籍に伴う補償につき合意し、かつ、当該選手も移籍を承諾した場合は、移籍を行うことができる。

(国際移籍)

1. 選手が外国のチームへ移籍する場合、本協会は当該外国サッカー協会からの請求に基づき、当該外国サッカー協会に対して「国際移籍証明書」を発行するものとする。

2. 外国のクラブ(チーム)に登録されていた選手が新たに本協会加盟チームに移籍する場合、本協会は移籍先チームからの請求に基づき、当該外国サッカー協会に対して「国際移籍証明書」の発行を依頼するものとする。

3. 前2項に定める手続きは、関連するFIFA規則に基づいて行われるものとする。

4. 本条第2項に定める場合において、選手を移籍先チームに登録するためには、次の各号の条件を具備し、かつ、本協会に「国際移籍選手登録申請書」《書式第6号》を提出して、その承認を得なければならない。

(1) 本人が日本国内に入国し居住していること

(2) 本協会の請求に基づき、当該国のサッカー協会から当該選手の「国際移籍証明書」が本協会に対して発行されていること

(3) 次の各書類を添付すること
① 旅券の写し
② 入国査証の写し(日本国籍を有する選手を除く)

③ 在留カード(又は特別永住者証明書)若しくは住民票の写し

(規則違反)

選手又は加盟チームが本規則に違反した場合の処分は、司法機関組織運営規則及び懲罰規程に従う。

(移籍に関する異議等) 選手に移籍に関して異議又は疑義のある当事者は、和解あっせんに関する規則に従い、本協会の裁定委員会に和解あっせんの申立をすることができる。

JFA

KICKOFF
ONLINE REGISTRATION SITE

あなたの登録証がお手元に!

JFA KICKOFFアプリ

誕生!

顔写真の登録が
簡単にできる!マイページから
いつでも出力が可能!
印刷費用や手間が
削減できる!

4つの主な機能

1

登録証の表示

カード型(紙)の登録証と
同じデザインの登録証を
表示します。

2

顔写真の登録

スマートフォン/タブレット
のカメラ機能を利用して、
顔写真を登録します。

3

所属選手の
情報表示

(複数選手の一覧表示)

※ チーム登録責任者/代理の
方のみご利用可能です。

4

お知らせ

KICKOFFに届いたお知
らせを表示します。

ご利用上の注意点

- * 本アプリをご利用いただくには、JFA IDの会員登録およびWeb版KICKOFFでの登録情報との紐付けが必要です。お済みでない方はWeb版KICKOFFより会員登録および登録情報との紐付けを行った上でご利用ください。
- * 大会ごとの登録確認方法については、大会主催者からの連絡を事前にご確認ください。

アプリの
インストールは
こちらから

iPhoneの方はこちらから



Androidの方はこちらから

2018年度より、電子登録証に完全移行しています。
電子登録証の運用については、下記URLからご確認ください。URL:<http://www.jfa.jp/registration/digitization/>

JFA登録サービスデスク

KICKOFFシステムの操作に関する質問は
JFA登録サービスデスクまでお問い合わせください。
営業時間については下記をご覧ください。

URL:<http://www.jfa.jp/registration/>



電話番号:050-2018-1990 (代表)

※ 最初の音声ガイダンスで[1]をお選びください。

